

2023年6月19日

お客さま各位

株式会社 京都銀行

### 通知預金規定および外貨定期預金規定の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行では各種預金証書の取扱終了に伴い、2023年6月30日（金）より各種預金規定を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

今後もサービス向上に努めてまいりますので、引き続き当行をお引き立てくださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 通知預金規定の改定

##### (1) 対象

通知預金規定

##### (2) 改定内容

別紙1の通り。

#### 2. 外貨定期預金規定の改定

##### (1) 対象

外貨定期預金規定（共通）、外貨定期預金規定（通帳式）、外貨定期預金規定（証書式）

##### (2) 改定内容

証書式の規定を廃止し、外貨定期預金規定に一本化します。改定内容は証書に関する部分の削除のみで、新たに追加した項目はありません。なお、規定改定後も証書をお持ちの場合は、外貨定期預金規定を適用のうえ、通帳式に準じて対応させていただきます。

旧規定	改定内容
外貨定期預金規定（共通）	外貨定期預金規定に一本化
外貨定期預金規定（通帳式）	
外貨定期預金規定（証書式）	廃止

##### (3) 改定後の規定

別紙2の通り。

#### 3. 変更日

2023年6月30日（金）

以上

【本件に関するお問い合わせ先】  
京都銀行のお取引店へお問い合わせください。

## 通知預金規定の改定内容

(注) 下線部分が改定箇所

改定前	改定後
<p>1. 預入れの最低金額</p> <p>この預金の預入れは1口5万円以上とします。なお、<u>通帳式の場合</u>、預入れのときは必ず通帳を持参してください。</p>	<p>1. 預入れの最低金額</p> <p>この預金の預入れは1口5万円以上とします。なお、預入れのときは必ず通帳を持参してください。</p>
<p>3. 証券類の受入れ</p> <p>(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。<u>(証書式の場合は証書と引換えに返却します。)</u></p>	<p>3. 証券類の受入れ</p> <p>(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。</p>
<p>6. 届出事項の変更、通帳・証書の再発行等</p> <p>(3)通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。</p> <p>(4)通帳・証書を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。</p>	<p>6. 届出事項の変更、通帳の再発行等</p> <p>(3)通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。<u>なお、2023年6月30日以降は、証書の発行を廃止しておりますので、証書を失った場合は、通帳により再発行いたします。</u></p> <p>(4)通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。</p>
<p>13. 休眠預金等活用法に係る異動事由</p> <p>(4)お客さま等からの申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合を除く）もしくは繰越があったこと。</p>	<p>13. 休眠預金等活用法に係る異動事由</p> <p>(4)お客さま等からの申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合を除く）もしくは繰越があったこと。</p>

## 改定後の外貨定期預金規定

(注) 下線部分が改定箇所

改定前	改定後
<p>1. ～ 7. (<u>通帳式</u>) 省略</p>	<p>1. ～ 7. 同左</p>
<p><u>2.</u> 届出事項の変更、通帳・証書の再発行等 (<u>共通</u>) (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行へ届出てください。 (2) 省略 (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。 (4) 通帳・証書を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。</p>	<p><u>8.</u> 届出事項の変更、通帳の再発行等 (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行へ届出てください。 (2) 同左 (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。 (4) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。</p>
<p><u>3.</u> 成年後見人当の届出 (<u>共通</u>) 省略</p>	<p><u>9.</u> 成年後見人当の届出 同左</p>
<p><u>4.</u> 印鑑照合等 (<u>共通</u>) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱う場合、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 なお、お客さまが個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p><u>10.</u> 印鑑照合等 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱う場合、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 なお、お客さまが個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>

(注) 共通は「外貨定期預金規定 (共通)」を指し、通帳式は「外貨定期預金規定 (通帳式)」を指します。

改定前	改定後
<p>5. 盗難通帳・証書による払戻し等 (共通)</p> <p>(1) お客さまが個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること</p> <p>② 当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること</p> <p>③ 当行に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。</p> <p>① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</p> <p>A 当該払戻しがお客さまの重大な過失により行われたこと</p> <p>B お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p>	<p>11. 盗難通帳による払戻し等</p> <p>(1) お客さまが個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること</p> <p>② 当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること</p> <p>③ 当行に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。</p> <p>① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</p> <p>A 当該払戻しがお客さまの重大な過失により行われたこと</p> <p>B お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p>

改定前	改定後
<p>C お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p>② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p>(5)～(6) 省略</p> <p>(7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします</p>	<p>C お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p>② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p>(5)～(6) 同左</p> <p>(7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>
<p>6. 譲渡、質入れの禁止 (共通)</p> <p>(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳・証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>12. 譲渡、質入れの禁止</p> <p>(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p> <p>(2) 同左</p>
<p>8. 自動継続 (通帳式)</p> <p>省略</p>	<p>13. 自動継続</p> <p>同左</p>
<p>9. 自動解約 (通帳式)</p> <p>省略</p>	<p>14. 自動解約</p> <p>同左</p>

改定前	改定後
<p><u>7.</u> 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺 (共通)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または自署して、通帳・証書とともに直ちに当店に提出してください。</p> <p>ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。</p> <p>③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>(3)～(5) 省略</p>	<p><u>15.</u> 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または自署して、通帳とともに直ちに当店に提出してください。</p> <p>ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。</p> <p>③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>(3)～(5) 同左</p>
<p><u>8.</u> 休眠預金等活用法に係る異動事由 (共通)</p> <p>省略</p>	<p><u>16.</u> 休眠預金等活用法に係る異動事由</p> <p>同左</p>
<p><u>9.</u> 休眠預金等活用法に係る最終異動日等 (共通)</p> <p>省略</p>	<p><u>17.</u> 休眠預金等活用法に係る最終異動日等</p> <p>同左</p>

改定前	改定後
<u>10.</u> 休眠預金等代替金に関する取扱い (共通) 省略	<u>18.</u> 休眠預金等代替金に関する取扱い 同左
<u>11.</u> 適用法令 (共通) 省略	<u>19.</u> 適用法令 同左
<u>12.</u> 規定の変更 (共通) 省略	<u>20.</u> 規定の変更 同左
(追加)	(末尾) <u>※外貨定期預金証書をお持ちの場合、本規定を適用のうえ、通帳に準じて取扱いいたします。</u>

※「外貨定期預金規定 (共通)」の1. は削除